

介護保険による住宅改修において

ユニットバスの導入を検討している方へ

介護保険による住宅改修費の支給対象

1. 手すりの取付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. 1～5の改修に付帯して必要となる住宅改修



以上の項目が支給対象として認められており、ユニットバス工事自体は認めてはいません。しかし、按分可能であれば支給対象とするという厚生労働省の回答がありますので、対象工事が適切に按分されていれば支給対象とします。

住宅改修の事前申請時に、下記いずれかの計算方法で算出見積書を提出してください。

- ① メーカーにおいて介護保険対象分の材料費・施工費を分けることができる場合は、全体の費用に対する介護保険の支給対象材料費・施工費等の工事費用を按分し算出してください。
- ② メーカーで介護保険対象の按分がわからない・困難な場合
施工費の按分
 - (1) ユニットバス全体の組立て施工費を、税抜き標準価格（メーカーが表示した小売価格、基本となる一般的な価格）の10%を目安として算出します。
 - (2) 上記で算出した金額に「ユニットバス按分基準表」の対象部分の按分率を掛けて算出します。

「ユニットバス按分基準表」

	各部	扉	床	浴槽	壁	天井	器具	その他
	保険対象	対象			対象外			
按分率	100%	10%	20%	15%	25%	10%	10%	10%

上記①、②いずれかの計算方法で計算した見積をもとに事前申請書類をご提出ください。

≪注意≫支給対象であっても、下記①～③は支給対象外となります。

- ① 福祉用具等の活用を検討し、問題解決できる場合
- ② 住宅改修理由書に記載の無い工事
- ③ 経年劣化等による工事

【提出書類】 住宅改修費における必要書類のほか

- ・算出見積書等（内訳、総額、対象工事、対象外工事等を明記）
- ・パンフレット（品番・仕様・図面・標準価格のわかるもの）写しでも可

問い合わせ先：三宅町役場 保険医療課（☎0745-44-3074）